

国自旅第 43 号
国自整第 26 号
令和 2 年 5 月 8 日

東北運輸局

自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について

自動車の使用者は、道路運送車両法第 48 条により、定期点検を行わなければならないとされ、原則、当該自動車を抹消登録しない限り実施の義務がかかる。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、レンタカーの利用者が減少したことに伴い、売上収入が減少している事業者が多数いるものと承知している。

このような状況を踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症のレンタカー業界に及ぼす深刻な影響やレンタカーが新型コロナウイルス感染症収束後の観光回復のために必要不可欠な輸送手段であることに鑑みて、レンタカー事業者が保有する車両の内、当面稼働させない車両（貸渡行為及び敷地外での車両の運行が発生しない車両をいう。以下同じ。）の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されたい。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

記

1. 定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

- (1) 営業所毎に当面稼働させない車両の登録番号又は車両番号、非稼働期間及び非稼働開始時の総走行距離を記載したリストを以下提出先に提出する。

【リスト提出先】※電子メール又は FAX いずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス : hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp
- FAX の場合 FAX 番号 : 管轄する地方運輸支局輸送部門

- (2) 当面稼働させない車両の鍵は貸出する車両の鍵とは別管理するとともに、当面稼働させない車両のフロントガラス内側から外に対して、当該車両が非稼働車両であることがわかるよう明示する。
- (3) 非稼働期間を満了した際には、定期点検整備を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。なお、非稼働期間中に自動車検査証の有効期間を更新する場合にあっては、その時期に行う定期点検を実施する必要がある。

2. 自動車任意保険の加入義務の取扱い

- (1) 任意保険に関しては、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号。以下「取扱い通達」という。）において、加入することが許可基準となっているが、当面稼働させない車両については、当該非稼働期間に限り、未加入であっても、レンタカー事業の許可基準違反には該当しないこととする。
- (2) 本通達の取扱いにより自動車保険を解約したことにより、非稼働期間終了後に再加入する場合には、解約期間前後の保険料負担に差が生じることも考えられることから、各事業者の判断と責任において、契約中の保険会社と相談する等、適切に対応されたい。

3. 注意事項

リストに記載された車両の稼働が確認されたときは、取扱い通達2.(13)に基づく所要の措置を執ることとする。

4. 本取扱いの適用期間

令和2年9月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を延長することがある。

通達「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検について」
 で定める当面稼働させない車両リスト

電子メールの場合は以下のメールアドレス宛にご提出ください。
 hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp

営業所を管轄する運輸支局 : ○○運輸支局
 事業者名 : ○○レンタカー
 営業所名 : ○○営業所
 代表者名 : ○○ ○○
 電話番号 : 03-XXXX-XXXX

NO	登録番号又は車両番号	非稼働期間			非稼働開始時の総走行距離		備考
			～				
記入例	霞ヶ関 500 わ 1111	R2.06.01	～	R2.09.30	123,456		
1			～			km	
2			～			km	
3			～			km	
4			～			km	
5			～			km	
6			～			km	
7			～			km	
8			～			km	
9			～			km	
10			～			km	
11			～			km	
12			～			km	
13			～			km	
14			～			km	
15			～			km	

NO	登録番号又は車両番号	非稼働期間		非稼働開始時の総走行距離	備考
16			～	km	
17			～	km	
18			～	km	
19			～	km	
20			～	km	
21			～	km	
22			～	km	
23			～	km	
24			～	km	
25			～	km	
26			～	km	
27			～	km	
28			～	km	
29			～	km	
30			～	km	
31			～	km	
32			～	km	
33			～	km	
34			～	km	
35			～	km	
36			～	km	
37			～	km	
38			～	km	
39			～	km	
40			～	km	



自旅第138号
平成7年6月13日
一部改正 自旅第183号
平成7年7月28日
一部改正 国自旅第165号
平成14年1月31日
一部改正 国自旅第17号
平成16年4月28日
一部改正 国自旅第286号
平成18年3月30日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて

記

1. 許可基準について

許可は、次の点について審査のうえ行うこと。

① 申請者及びその役員が、次に定める欠格事由に該当しないこと。

ア 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。

イ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者であるとき。

ウ 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記ア及びイに該当する者であるとき。

エ 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が前記ア及びイ並びにウに該当する者であるとき。

② 申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けているものではないこと。

③ 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入するものであること。

ア 対人保険 1人当たり 8,000万円以上

イ 対物保険 1件当たり 200万円以上

ウ 搭乗者保険 1人当たり 500万円以上

2. 許可に対する条件

許可は、次の例により条件を付すること。

(1) 次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく主たる事務所の所在地を管轄する運輸

支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下、単に「運輸支局長」という。）に届け出なければならない。

- ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- イ 法人の役員
- ウ 貸渡料金及び貸渡約款
- エ 貸渡しの廃止

(2) 貸渡自動車の増車若しくは代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）又は事務所の名称若しくは所在地の変更をしようとする者は、あらかじめ、当該貸渡自動車の車種別の数、配置事務所等又は変更後の事務所の名称若しくは所在地を当該車両の配置事務所又は当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に主たる事務所に係る許可証の写し（当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。）を添えて、届け出なければならない。なお、貸渡自動車の車種は以下の車種区分によることとする。

- ① 自家用乗用車
- ② 自家用マイクロバス（乗車定員29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。）
- ③ 自家用トラック
- ④ 特種用途自動車
- ⑤ 二輪車

(3) 自家用バス（乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。）及び霊柩車の貸渡しを行ってはならない。

(4) 自家用マイクロバス（乗車定員が29人以下であり、かつ車両長が7m以下の車両に限る。）の貸渡しを行う場合は、4. の要件を満たさなければならない。

(5) レンタカー型カーシェアリング（道路運送法第80条第2項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）を環境に配慮した車両を使用して行おうとする場合は、あらかじめ、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、対象となる貸渡自動車等は以下のとおりとする。

- ① 想定される車両
 - ・天然ガス自動車（CNG自動車）
 - ・電気自動車
 - ・ハイブリッド車
 - ・メタノール自動車
 - ・低燃費かつ低排出認定車
 - ・アイドリング・ストップ車
- ② ①に例示する車両を使用しない場合においては、アイドリングストップの励行等エコドライブについて会員に研修・啓蒙を行う計画を作成・実施すること。

(6) 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに附随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

(7) 自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。

(8) 貸渡料金及び貸渡約款は、事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

(9) 貸渡自動車がその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理を実施しなければならない。

なお、(5)のレンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能であると認められるときには、この限りでない。

- (10) 別記1の事項を記載する貸渡簿を備え、貸渡しの状況を的確に記録するとともに、少なくとも2年間以上保存しなければならない。
- (11) レンタカー型カーシェアリングの場合を除き、借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行するように指示しなければならない。
- (12) 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る様式1の「貸渡実績報告書」並びに前年度の6月30日、9月30日、12月31日及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表」を毎年5月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出しなければならない。
- (13) 貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の貸渡しを停止させ、又は許可を取り消すことがある。

3. 申請手続き

- (1) 許可を受けようとする者は、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、申請を行うものとする。
- (2) 許可の申請に際しては、自家用自動車貸渡許可申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。
- ① 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
 - ② 会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿とする。）
 - ③ 申請者（法人にあっては役員、新法人にあっては発起人とする。）の欠格事由に該当しない旨の確認書
 - ④ 事務所別車種別配置車両数一覧表
 - ⑤ 以下に定める事項を記載した貸渡の実施計画
 - ア 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
 - 1) 事務所ごとに配置する責任者
 - 2) 従業員への指導・研修の計画等
 - イ 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡の実施方法
 - ウ その他貸渡しの適性化を図るための計画
 - 1) 保険の加入状況・加入計画
 - 2) 整備管理者（整備責任者）の配置計画 等
 - ⑥ レンタカー型カーシェアリングを行うに当たっては、(2)①～⑤以外に次に掲げる書類を添付するものとする。
 - ア 当該貸渡自動車の車名及び型式
 - イ アの自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
 - ウ イの保管場所を管理する事務所の所在地
 - エ IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
 - オ 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
 - カ 会員規約又は契約書
 - キ 2.(5)②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画

4. 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例

自家用マイクロバスに係る貸渡しについては、従来より貸切バス経営類似行為の防止について指導を行ってきているところであるが、なお、貸渡しに付随して貸渡人が運転手の労務供給を行う等の貸切バス経営類似行為が跡を絶たないのが現状である。

このため、当分の間、自家用マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとし、自家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする者は、その7日前までに、車両毎に、その旨を当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならないこととする。なお、既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者が当該届出を行う際には、原則として、直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付又は提示することとする。

- ① 現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあつては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、届出前2年間において

車両停止以上の処分を受けていないこと。

- ② 既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者にあつては、届出前2年間に
おいて車両停止以上の処分を受けていないこと。

5. 通達の運用に当たっての留意事項

- (1) 主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長は、本通達により許可を行った 場合
又は届出を受け付けた場合（「貸渡実績報告書」、「事務所別車種別配置車両数一
覧表」を受け付けた場合を除く。）には、遅滞なく、当該手続きに係る貸渡自動車
の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長にその旨を通知すること。
- (2) 許可基準及び申請手続の適用に当たり、事業の相続に伴う申請、法人の合併に伴う
申請等特殊な申請については、その内容に応じ、それぞれの特性を踏まえて取り扱う
こと。
- (3) 許可を受けた貸渡人に対し、定期的に監査を行うとともに必要に応じ報告を 求め
ること。
この場合において自動車運送事業経営類似行為の防止及び貸渡自動車の安全の確保
について特に留意すること。
また、許可に付した条件に違反する事実が確認された場合には、許可の取消しを含
め、厳正に措置すること。
- (4) 利用者の利便の確保について
利用者の利便の向上を図るため、貸渡料金及び貸渡約款の適正運用並びに苦情に対
する対応等について指導すること。
- (5) 貸渡実績報告書等の送付について
各地方運輸局及び沖縄総合事務局にあつては、2. (12)により提出のあつた「貸
渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」の写しを毎年6月30日ま
でに国土交通大臣あて送付すること。
- (6) 事業者団体による違法行為の防止対策について
自動車運送事業経営類似行為等違法行為の防止については、事業者に対する 監査
の際のチェック等も重要な方法であるが、事業者自身による違法行為に対する意識改
革が必要である。
このため、事業者団体自ら違法行為を監視する組織の設置並びに啓発活動及び広報
活動等を行う体制の整備について指導すること。
- (7) 乗り捨て車両の有効活用について
同一企業内又は提携事業者の事務所に乗り捨てられた車両の貸渡しについては、乗
り捨て車両の有効活用に資するものであり、それ自体問題を生じるものではないが、
こうした場合であっても、貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握及び管理につい
ては、本来の配置事務所において的確に実施されなければならないものであり、常態
化することを是認するものではないので、その旨誤解なきよう指導すること。
なお、提携事業者による車両の貸渡しについては、車両の所有事業者の代理 貸渡
しという形態で行われるように指導すること。

〔別記1〕

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項
については、次のとおりとする。

ア 借受人の氏名又は名称及び住所

イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号

ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号

エ 貸渡日時及び時間

オ 貸渡事務所、返還事務所

カ 運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的（自家用マイクロバスの 貸渡
しを行う場合に限る。）

キ 走行キロ数

ク 貸渡料金

ケ 事故に関する事項

〔別記2〕

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

ア 借受人の氏名又は名称及び住所

イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号

ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号

エ 貸渡日時及び時間

オ 貸渡事務所、返還事務所

カ 貸渡人の氏名又は名称及び住所

キ 次の遵守事項

(ア)「運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」旨の記載

(イ)「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載

(ウ)貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載

(エ)「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載

附 則

1 本通達は平成16年6月1日から適用する。

2 本通達による改正前の基準により既に許可を受けている者については、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長から最初に受けた許可を本通達による改正後の基準による許可とみなす。

附 則

1 本通達は平成18年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2 「構造改革特別区域法に係る環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングを行うための道路運送法第80条第2項による申請の取扱いについて」（平成16年4月28日付自旅第18号）については廃止する。